

宮城県アンサンブルコンテスト 実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「第〇〇回宮城県アンサンブルコンテスト」と称する。

(実 施)

第2条 宮城県アンサンブルコンテスト(以下、県大会)は、各地区吹奏楽連盟(以下、地区連盟)から推薦されたグループが参加して毎年実施する。

(各地区連盟)

第3条 選出母体たる各地区連盟は、次の通りとする。

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 仙台青葉地区連盟 | (2) 仙台宮城野・若林地区連盟 |
| (3) 仙台太白地区連盟 | (4) 仙台泉地区連盟 |
| (5) 仙南地区連盟 | (6) 名取地区連盟 |
| (7) 多賀城地区連盟 | (8) 大崎地区連盟 |
| (9) 栗原地区連盟 | (10) 石巻地区連盟 |
| (11) 登米地区連盟 | (12) 本吉地区連盟 |

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、宮城県吹奏楽連盟役員会(以下、役員会)で決める。

2 役員会は、毎年3月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

第2章 実施部門および参加人員

(実施部門)

第5条 実施部門は次の通りとし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。

- | | | |
|-----------|-------------|------------|
| (1) 小学生の部 | (2) 中学校の部 | (3) 高等学校の部 |
| (4) 大学の部 | (5) 職場・一般の部 | |

(参加人員)

第6条 各グループの編成は、3名以上8名までとする。

第3章 資 格

(参加資格)

第7条 参加資格は各地区連盟に加盟している団体に所属するグループで、次の通りとする。

- (1) 小学生の部
団体構成メンバーは、同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。
- (2) 中学校の部
団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童、小中一貫校の小学生の参加は認める。)
- (3) 高等学校の部
団体構成メンバーは、同一高等学校および中等教育学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒、中高一貫校の中学生の参加は認める。)

(4) 大学の部

団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。但し、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般

団体の構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし第8条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

2 同一奏者が二つ以上のグループに重複して参加することは、認めない。

(入賞取消)

第8条 参加グループの資格に疑義がある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第4章 演奏・審査

(編成)

第9条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成およびリコーダーの使用は認めない。

2 同一パートを2名以上で演奏することは認めない。

3 独立した指揮者は認めない。

(審査)

第10条 参加グループは、自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲は1曲とみなす。ただし、演奏曲は地区予選で演奏したものとする。

(著作権)

第11条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から許諾を受けなければならない。許諾を受けないでコンテストに出場することは認めない。

(演奏時間)

第12条 演奏時間は、5分以内とする。

第13条 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏順序)

第14条 演奏順序と部門順序は、その年度の役員会において決定する。

第5章 表彰および代表

(審査員)

第15条 審査員は、役員会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表彰)

第16条 表彰は、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 県代表グループには、トロフィーを贈る。

(代表)

第17条 参加グループの中から次の数のグループを東北大会に推薦する。

小学生の部・・・2 中学校の部・・・4 高等学校の部・・・4

大学の部・・・1 職場・一般の部・・・1

第6章 地区代表

(地区代表)

第18条 各地区連盟は、地区代表グループを決定し、地区大会翌日までに県吹連へ推薦・報告する。

(推薦団体数)

第19条 各地区推薦グループ数については11月の役員会で決定する。

第7章 その他

(参加費用)

第20条 参加に要する費用については、参加グループの負担とする。

(共催・後援)

第21条 県大会の実施に当たって役員会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体を持つことができる

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第22条 県大会実行委員には、県吹連役員が中心となってあたる。

(実施要項)

第23条 その他の開催上の細目については、常任理事会が定める。

(改定)

第24条 この規定は、総会の議決により改定することができる。

附 則

この規定は、平成28年4月16日より実施する。

この規定は、平成29年4月15日より改正実施する。

この規定は、平成30年4月14日より改正実施する。

この規定は、令和2年4月11日より改正実施する。

この規定は、令和3年4月29日より改正実施する。

この規定は、令和4年4月16日より改正実施する。

宮城県アンサンブルコンテスト 審査内規

第1条 この内規は、宮城県アンサンブルコンテスト実施規定第16条に基づき、審査方法と賞の決定、代表の決定方法について定めるものである。

(金銀銅賞の決定方法)

第2条

審査員は、演奏を聞いて、A(金)、B(銀)、C(銅)の3段階で評価する。

2 審査員は、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

3 A・B・Cの数については、その年度ごとの役員会で定める。

4 賞の基準は次の通りとする。

A=3点、B=2点、C=1点と換算し、審査員合計点の上位から3分の1ずつを目安に金賞、銀賞、銅賞とする。

(代表の決定方法)

第3条

審査員はA(金)に該当すると思うグループの中から、県代表数に基づき上位順を表明する。ただし、同順位は認めない。

2 代表決定方法は次の通りとする(代表数4の場合)。

第1位=1点、第2位=2点、第3位=3点、第4位=4点、第5位=5点それ以外のA評価=6点、B評価=7点、C評価=8点と読み替え、その合計点数の少ないグループから代表とする。

3 2で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。

第4条 審査結果の処理は、会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第5条 第2条、第3条に基づいて、会長が賞と代表を承認・決定する。

第6条 審査一覧表は、出演団体に渡す。

第7条 この内規は、総会の議決により、改定することができる。

附則

この内規は、平成28年4月16日より実施する。

この規定は、令和3年4月29日より改正実施する。